

武雄市の給与・定員管理等について

令和4年4月30日

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度の人件費率
令和2 年度	人 48,637	千円 33,317,909	千円 415,619	千円 3,385,829	% 10.2	% 11.9

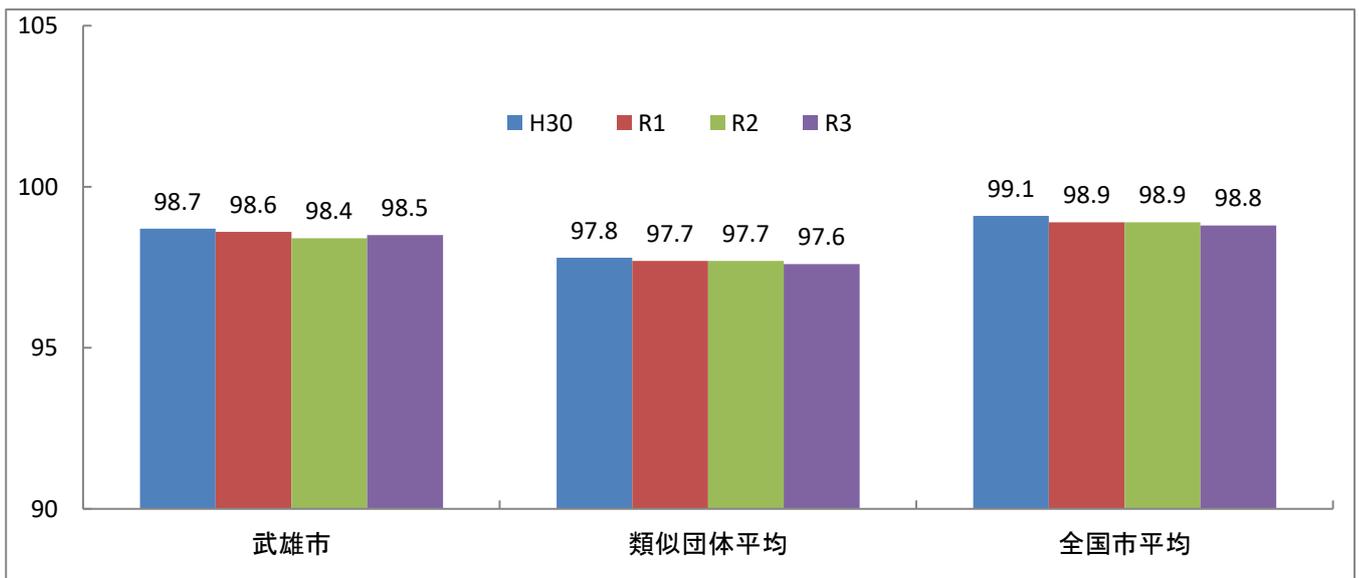
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与			費 計 B
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
令和2 年度	人 313	千円 1,213,438	千円 214,330	千円 484,166	千円 1,911,934

(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 6,108	千円 4,144

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し [実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、佐賀県の見直し内容を踏まえて改定。

若年層については最大1.9%の引上げ。高齢層については最大2.2%の引下げ。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
武雄市	42.8歳	325,100円	389,787円	354,526円
佐賀県	41.3歳	317,430円	380,165円	341,848円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
類似団体	42.1歳	314,079円	373,970円	341,571円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する 民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
武雄市	55.0歳	4人	317,100円	334,247円	325,142円	—	—	—	—
うち用務員	54.3歳	3人	316,467円	333,104円	324,656円	用務員	50.3歳	235,200円	1.42
佐賀県	55.2歳	74人	322,365円	357,819円	334,267円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,201人	286,947円	—	328,603円	—	—	—	—
類似団体	51.6歳	15人	299,050円	326,611円	310,682円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
武雄市	—	—	—
うち用務員	5,425,496円	3,186,100円	1.70

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成30年～令和2年の3ヶ年平均）

※技能労務職の種別と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（注）1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

（2）職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		武 雄 市	佐 賀 県	国
一般行政職	大 学 卒	182,900円	182,900円	182,200円
	高 校 卒	150,700円	150,700円	150,600円
技能労務職	高 校 卒	148,000円	148,000円	—
	中 学 卒	139,800円	139,800円	—

（3）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和3年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	251,383円	350,743円	376,481円	407,336円
	高 校 卒	213,500円	—	337,825円	381,400円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

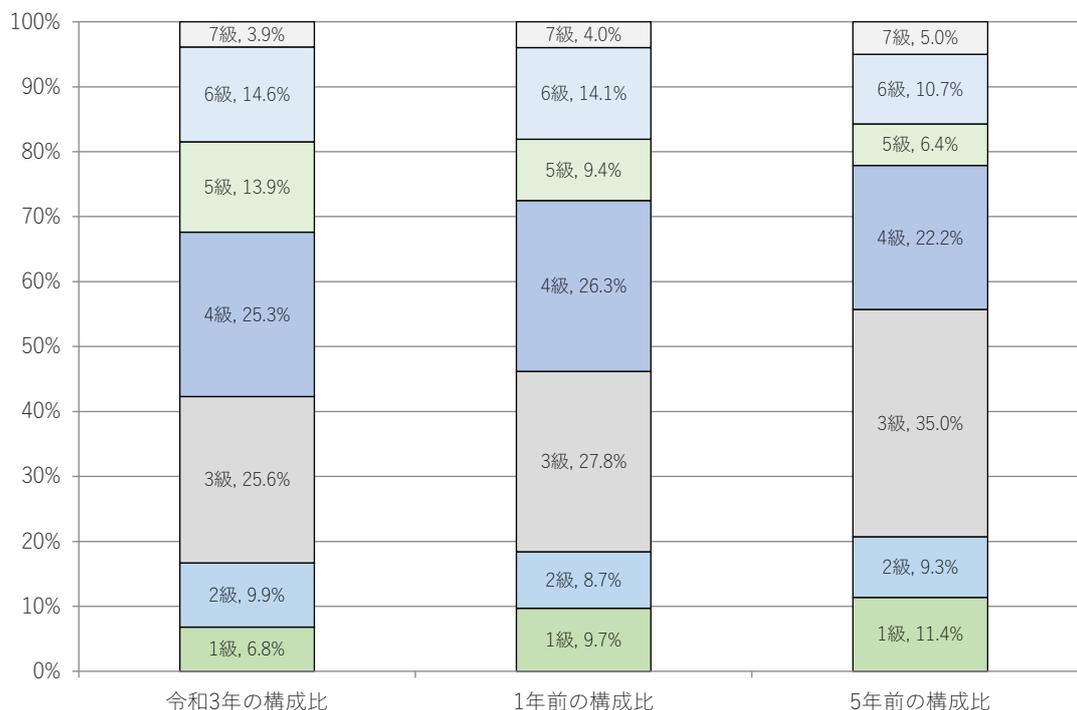
（注）職員数が少ない職種の階層は、近似の階層で集計し、近似の階層にも職員がいないものは省略している。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

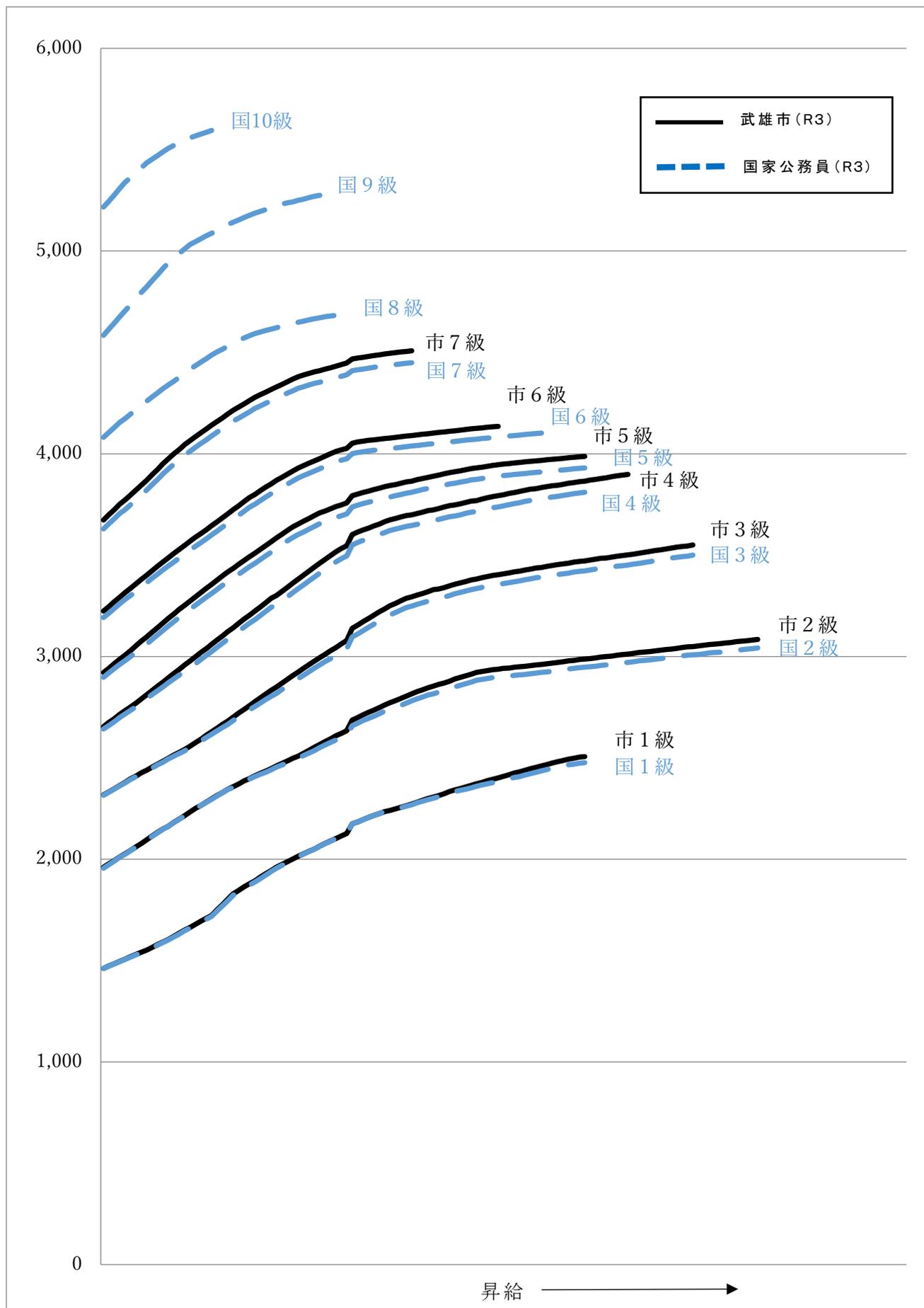
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長の職務又はこれに相当する職務	11人	3.9%	367,300円	450,800円
6級	困難な業務を所掌する課長の職務又はこれに相当する職務	40人	14.6%	322,400円	413,500円
5級	1 課長の職務又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長代理の職務又はこれに相当する職務	38人	13.9%	292,100円	398,700円
4級	1 課長代理の職務又はこれに相当する職務 2 特に困難な業務を分掌する係長の職務又はこれに相当する職務	71人	25.3%	265,400円	389,800円
3級	係長の職務又はこれに相当する職務	71人	25.6%	231,700円	355,000円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	28人	9.9%	196,000円	308,400円
1級	定型的な業務を行う職務	19人	6.8%	146,100円	250,600円

- (注) 1 武雄市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（武雄市）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

武 雄 市	佐 賀 県	国
1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,533千円	1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,642千円	—
（令和2年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（令和2年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（令和2年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 有 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	（加算措置の状況） 有 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10%	（加算措置の状況） 有 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（武雄市）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

武 雄 市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.5869月分	勤続20年	19.6695月分	24.5869月分
勤続25年	28.0395月分	33.2708月分	勤続25年	28.0395月分	33.2708月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2～20%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2～45%加算		
（退職時特別昇給 なし）					
1人当たり平均支給額 893千円 21,128千円					

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		456,150 円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		456,150 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
福岡市	10.0%	1人	10.0%

(4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		1,120千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		33,927円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		9.4%		
手当の種類（手当数）		10		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和2年度 決算）	左記職員に対 する 支給単価
市税事務従事手当	税務職員	市税の徴収事務に従事	348千円	3,000円/月
伝染病防疫作業従事手 当	従事した一般職員	伝染病患者の救護又は伝染 病菌附着物件の処理作業に 従事 伝染病家畜の防疫作業に従 事	—	290円/日
		新型コロナウイルスの抗原 検査に従事 新型コロナウイルス陽性者 の消毒作業に従事	48千円	3,000円/日
結核患者等家庭訪問手 当	保健師	結核患者等の家庭訪問指導 の業務に従事	—	290円/日
社会福祉業務手当	福祉事務所職員	生活保護法に基づく指導、 相談、調査の職務	345千円	5,000円/月
行旅病人、死亡人取扱 手当	従事した一般職員	行旅死亡人等の取扱業務に 従事	—	3,000円/件
衛生処理業務手当	衛生処理センターの職 員で衛生処理に従事し た職員	衛生処理業務に従事	—	5,000円/月
用地交渉手当	従事した一般職員	公共事業に伴う物件の取得・ 使用・補償の業務に関し、所有 者・権利者と直接交渉する業 務に従事	—	650円/日
競輪開催業務従事手当	従事した一般職員	競輪開催業務に従事	342千円	300円/日
給水停止手当	従事した水道職員	給水停止業務に従事	29千円	300円/日
冬期深夜作業手当	従事した水道職員	冬期の深夜に給配水管の破 損修理、埋設作業に従事	8千円	500円/件

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	97,262千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	377千円
支給実績（令和元年度決算）	153,617千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	593千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和2年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）
扶養手当	子 10,000円 子以外 6,500円 特定期間（16歳～22歳までの子）の加算 1人につき 5,000円	同	—	千円 39,586	円 299,894
住居手当	借家・借間 支給限度額 27,000円	同	—	千円 21,623	円 354,475
通勤手当	自動車等利用者 片道2km以上 距離区分により 2,000円～24,500円 交通機関利用者 支給限度額 55,000円	同	—	千円 15,501	円 70,140
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 部長級 67,500円 6級の課長級 42,500円 5級の課長級 40,100円	同	—	千円 31,292	円 568,945
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給料額×1.35×時間数	同	—	千円 3,894	円 30,905
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを状況とする職員に支給 定額 30,000円 加算限度額 70,000円	同	—	円 0	円 0

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	950,000円 (950,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 989,000円 / 405,000円
	副 市 町 村 長	760,000円 (760,000円)	816,000円 / 512,000円
報 酬	議 長	490,000円 (490,000円)	540,000円 / 327,000円
	副 議 長	440,000円 (440,000円)	486,000円 / 279,000円
	議 員	410,000円 (410,000円)	450,000円 / 259,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(令和2年度支給割合) 3.35 月分	
	議 長 副 議 員	(令和2年度支給割合) 3.35 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×50/100×在職月数 22,800,000円 任期满了または退職時 給料月額×30/100×在職月数 10,944,000円 任期满了または退職時	
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

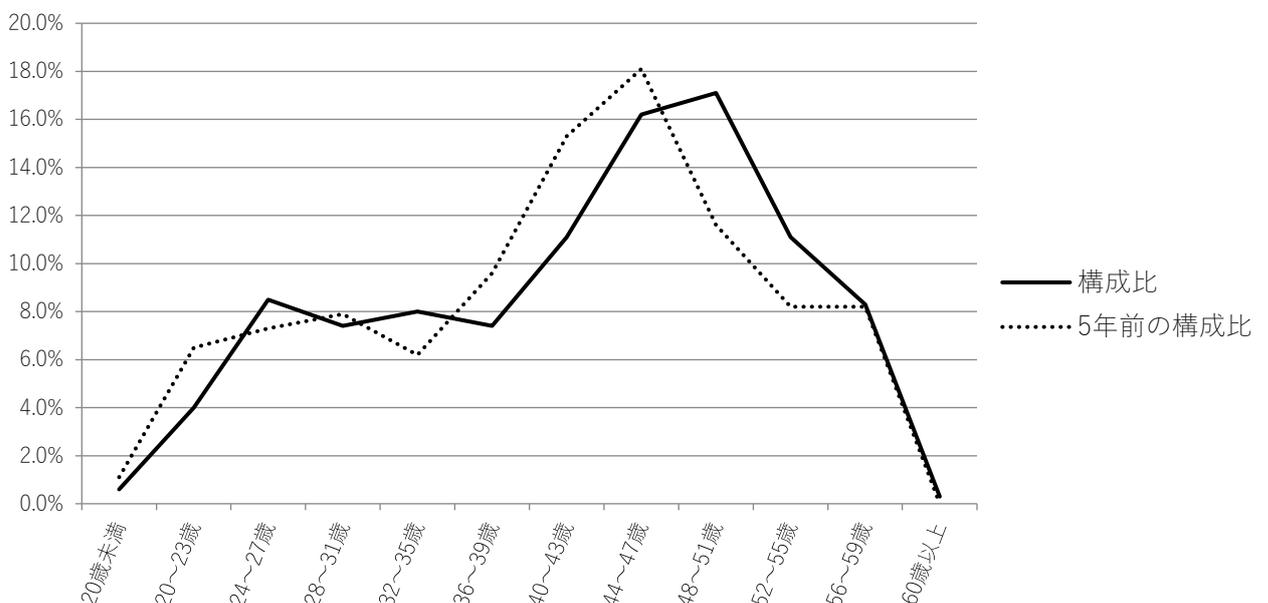
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和2年	令和3年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0	組織改編 組織改編 部長の課長職兼務廃止 組織改編 組織改編 組織改編 ワクチン接種に伴う業務増
		総務	94	92	△2	
		税務	24	23	△1	
		労働	2	2	0	
		農水	21	22	1	
商工		16	15	△1		
土木		36	38	2		
民生衛生		44	45	1		
	計	22	23	1		
	計	265	266	1	<参考> 人口1万当たり職員数 54.69人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 67.04人)	
	教育部門	48	51	3	新文化会館整備準備に伴う業務増	
	消防部門	0	0	0		
	小計	313	317	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 65.18人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 85.79人)	
公営企業計等部門	水道	8	7	△1	組織改編	
	下水道	10	10	0		
	その他	17	17	0		
	小計	35	34	△1		
合計			348 [472]	351 [472]	3	<参考> 人口1万当たり職員数 72.17人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和3年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	14人	30人	26人	28人	26人	39人	57人	60人	39人	29人	1人	351人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	276	266	258	264	265	266	△10(△3.6%)
教育	55	51	52	48	48	51	△4(△7.3%)
消防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計計	331	317	310	312	313	317	△14(△4.2%)
公営企業等会計計	37	37	40	37	35	34	△3(△8.1%)
総合計	368	354	350	349	348	351	△17(△4.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。